

第1章 はじめに

1 はじめに

森林には山地災害防止機能¹・土壌保全機能²、水源涵養機能³、地球環境保全機能(二酸化炭素吸収等の機能)⁴、木材等生産機能⁵、文化機能⁶、生物多様性保全機能⁷、保健・レクリエーション機能⁸等の様々な働きがあり、「森林の有する多面的機能」と呼ばれてます。近年、SDGs⁹への対応や気候変動対策¹⁰として、森林の有する多面的機能の重要性は高まっています。

札幌市では、市域の6割を森林が占め、藻岩山や円山など天然記念物に指定された原始林のほか、住宅地のすぐ近くに身近な森林があり、みどり豊かな自然に囲まれた都市環境を有しています。

しかし、林業の低迷等により、札幌市では手入れ不足の森林が多く、こうした森林の多くは多面的機能の発揮が充分に図られていない状態となっています。近年高まりつつある土砂災害等へのリスクの低減や二酸化炭素吸収機能等の必要性の高まりを踏まえ、このような森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備・保全を推進する必要があります。

森林の整備によって産出された木材については建築物等に利用することで、炭素を長期的に貯蔵することが可能であると同時に、製造・加工時のエネルギー消費を一般的な建築資材より抑制することができるから、二酸化炭素の排出削減に貢献できます。

また木材を使うことは、「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林のサイクルの一部です。木材が利用され、森林所有者が収益を上げることによって、再造林¹⁰を始めとした安定的・持続的な森林整備が可能となり、この森林資源の循環利用を通じて、地域経済の活性化や、森林の有するさらなる多面的機能の発揮にもつながります。地域の木材の利用を進めることも、森林整備と並んで重要なことです。

国においては、平成31年(2019年)、森林經營管理法の施行により、森林整備と森林資源の活用に関する市町村の役割が急速に大きくなつたほか、森林整備や木材利用等への取組の財源として森林環境譲与税の譲与が開始されました。これにより、札幌市においても森林整備や木材利用などに対し、これまで以上に取組を進めているところです。

¹ 【山地災害防止機能・土壌保全機能】森林の樹冠による雨水の遮断や、下草や落葉落枝による土壌の被覆により、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐとともに、樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぐ機能

² 【水源涵養機能】森林の土壌が、水を徐々に地中深くに浸透・貯留することにより、時間をかけて河川へ送り出し、洪水の緩和や流量の安定化が図られるとともに、水質を浄化する機能

³ 【地球環境保全機能】樹木が大気中の二酸化炭素を吸収し、立木や木材として固定するとともに、バイオマス燃料として化石燃料を代替すること等により地球温暖化防止に貢献する機能

⁴ 【木材等生産機能】木材や薪の等の林産物を産出・供給する機能

⁵ 【文化機能】文化的価値のある景観や歴史的風致を構成し、文化財等に必要な用材等を供給する機能

⁶ 【生物多様性保全機能】希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する機能

⁷ 【保健・レクリエーション機能】安らぎや癒し・行楽やスポーツの場を提供する機能

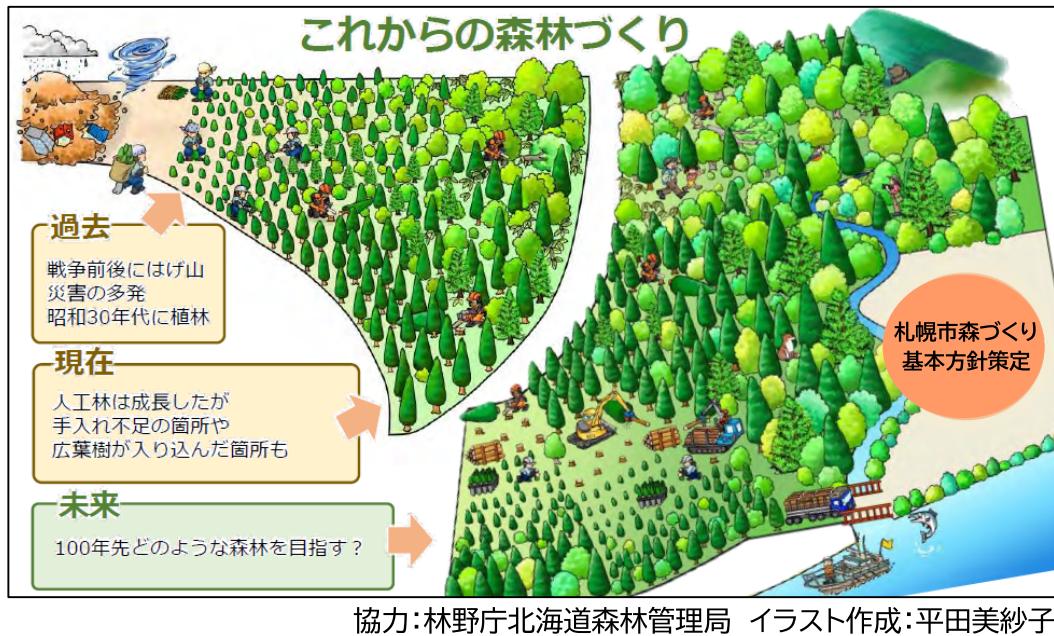
⁸ 【SDGs】人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標

⁹ 【気候変動対策】温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、多発する豪雨災害など気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)

¹⁰ 【再造林】人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと

「札幌市森づくり基本方針」は、札幌市が進める森林整備や木材利用など基本的な考え方を示すものとして、将来像や施策の方向性を示すとともに、その実現に向けた施策などを定めるものです。

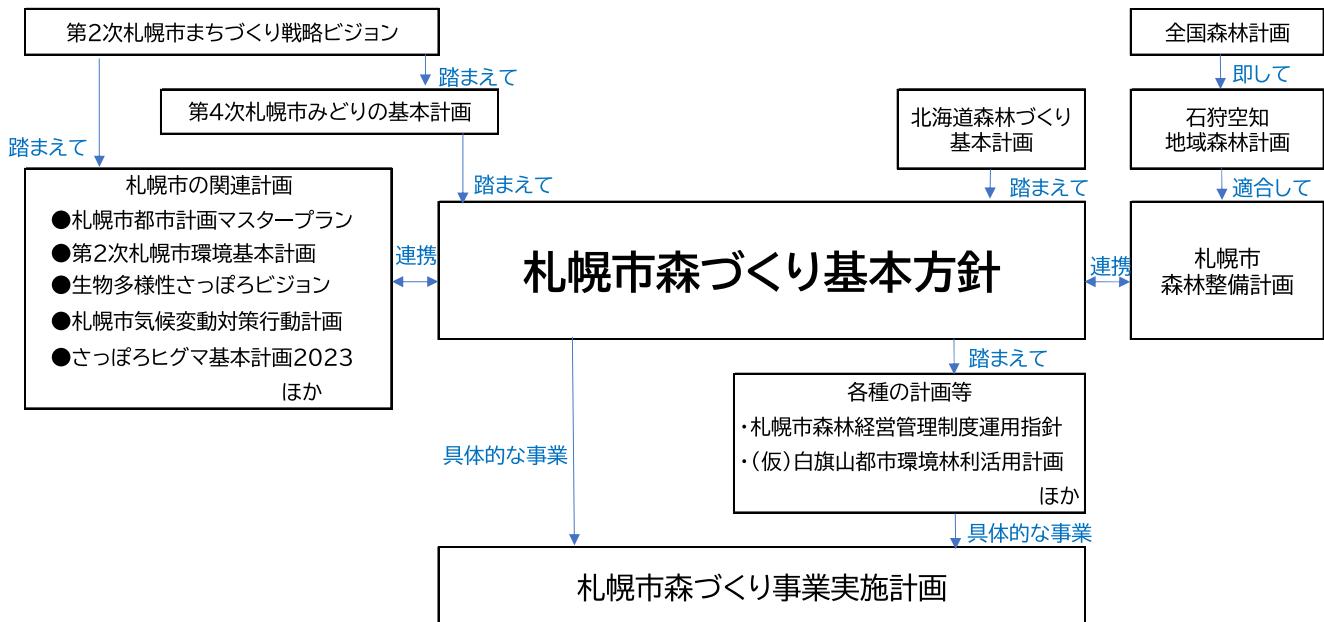
札幌市では、本方針に基づき、市内の適切な森林整備を進めるとともに、木材利用の促進のほか様々な施策を進めていきます。



2 方針の位置づけ

本方針は「第4次札幌市みどりの基本計画」を上位計画として、札幌市における森林(私有林¹¹・市有林等¹²)の整備や保全、木材利用等に関する基本的な方針を示すものとして定めます。

本方針に基づいて行う具体的な事業については「札幌市森づくり事業実施計画」で示します。



¹¹【私有林】市有林以外のうち、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象区域

¹²【市有林等】市が所有する森林のうち、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象区域(ただし本方針では実質的な森林も状況に応じてこれを含む)

3 方針の取組期間

本方針の取組期間は10年間を目安とします。なお、社会的動向の変化や取組の進捗等によって、必要性に応じて見直し時期を判断するものとします。

木は植栽してから木材として収穫するまで50年、また天然林の形成までには100年単位での長い時間を要します。森林施策は他の行政施策と比べて急な方向転換が難しいことから、本方針の根幹となる森林の将来像については、本方針の取組期間の約10年によらず可能な限り長く維持するものとします。

4 方針の対象

近年の森林や木材利用に関する社会的動向や森林環境譲与税の目的を踏まえ、森林の整備に関する施策と森林の整備の促進に関する施策を以下のとおり対象とします。

森林(私有林・市有林等)

林業の担い手とスマート林業

木材利用

市民と企業との森づくり活動

自然歩道等

5 方針の構成



6 取組の進行管理

本方針の取組における進行管理については、「札幌市森づくり事業実施計画」によって取組の実施状況や成果指標の達成状況を中心に評価を行い、必要に応じて改善を行なながら進めています。